

諮問第90号の答申
人口推計の基幹統計としての指定について（案）

本委員会は、諮問第90号による人口推計の基幹統計としての指定について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 指定の適否

人口推計については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。

2 理由

人口推計は、5年ごとに作成される国勢統計（総務省が所管する基幹統計）の間における我が国に常住する外国人を含む全人口（全国及び都道府県別）を明らかにする加工統計である。

このため、人口推計は、各種政策の企画立案や国民経済計算（内閣府が所管する基幹統計（加工統計））等の各種統計作成の基礎資料として利用されている。また、民間研究機関等による各種研究においても地域別・年齢階級別の人口規模の把握などに広く利用されているほか、国際連合が毎年作成している「人口統計年鑑」（Demographic Yearbook）にデータ提供されるなどしている。

このように、人口推計は、全国的な政策を企画立案・実施する上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と認められることから、法第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当するものと考えられる。